

令和8年司法試験予備試験受験案内

司法試験委員会

1 出願

【出願期間】

電子出願 令和8年2月16日（月）午前9時30分から同年3月13日（金）午後11時59分（受験手数料の納付完了を含む。）まで

郵送出願 令和8年3月2日（月）から同月13日（金）（同日までの消印有効）まで

【受験票について】

電子出願 令和8年6月26日（金）、「司法試験予備試験受験票」を通知開始予定

郵送出願 令和8年6月26日（金）、「短答式試験受験票兼受験者ID・論文式試験選択科目通知書」を発送予定

※ 令和8年7月10日（金）までに到着しない場合は、司法試験委員会宛てお問い合わせください。

2 試験日程

(1) 短答式試験

【試験の期日】

令和8年7月19日（日）

【時間割及び試験科目】

集合時刻	着席時刻	試験時間	試験科目
8:45	9:15	9:45～11:15(1時間30分)	民法・商法・民事訴訟法
—	11:45	12:00～13:00(1時間)	憲法・行政法
—	14:00	14:15～15:15(1時間)	刑法・刑事訴訟法
—	15:45	16:00～17:30(1時間30分)	一般教養科目

【合格発表】令和8年8月6日（木）午後5時頃

法務省ホームページ (<https://www.moj.go.jp/>) にて発表

【論文式試験受験票及び短答式試験成績通知書】

電子出願 令和8月下旬、「司法試験予備試験結果通知書」及び「司法試験予備試験試験受験票」を通知開始予定

郵送出願 令和8月下旬、「司法試験予備試験論文式試験受験票兼短答式試験成績通知書」を発送予定

(2) 論文式試験

【試験の期日】

令和8年9月12日（土）、13日（日）

【時間割及び試験科目】

試験 期日	受付 開始時刻	受付 終了時刻	着席 時刻	試験時間	試験科目
9/12(土)	8:30	9:00	9:10	9:30～11:50(2時間20分)	憲法・行政法
	—	—	13:00	13:15～15:35(2時間20分)	刑法・刑事訴訟法
	—	—	16:15	16:30～17:40(1時間10分)	選択科目
9/13(日)	8:30	9:00	9:10	9:30～12:30(3時間)	法律実務基礎科目(民事・刑事)
	—	—	13:45	14:00～17:30(3時間30分)	民法・商法・民事訴訟法

【受付時間】

1日目受付時間 8：30 受付開始～9：00 受付終了

2日目受付時間 8：30 受付開始～9：00 受付終了

※ 各試験期日の受付終了時刻までに各試験会場において受付申出をしなかった場合、それ以降の受験はできません。試験開始時刻までに試験室に入室していない場合も同様です。また、着席時刻後は、原則、試験室からの退室を認めません。

【合格発表】

令和8年12月17日（木）午後4時頃

法務省ホームページ (<https://www.moj.go.jp/>) にて発表

【口述試験受験票及び論文式試験成績通知書】

電子出願 **令和8年12月下旬**、「司法試験予備試験結果通知書」及び「司法試験予備試験受験票」を通知開始予定

郵送出願 **令和8年12月下旬**、「司法試験予備試験口述試験受験票兼日程通知書」を発送予定

※ 出願方法にかかわらず、紙媒体の受験票兼日程通知書（論文式試験成績についても記載されています。）が郵送されます。

(3) 口述試験

【試験の期日】

令和9年1月23日（土）、24日（日）

【試験科目】

法律実務基礎科目（民事）	法律実務基礎科目（刑事）
--------------	--------------

【合格発表】

令和9年2月4日（木）午後4時頃

法務省ホームページ (<https://www.moj.go.jp/>) にて発表

【合格証書及び口述試験成績通知書】

電子出願 **令和9年2月中旬** 「司法試験予備試験合格者証」「司法試験予備試験結果通知書」を通知開始予定

郵送出願 **令和9年2月中旬** 「司法試験予備試験合格証書兼口述試験成績通知書」を発送予定

※ 合格した者は、6ヶ月以内に作成された戸籍抄本又は本籍若しくは国籍の記載のある住民票を、直ちに司法試験委員会宛て送付すること。

※ 出願方法にかかわらず、紙媒体の合格証書兼口述試験成績通知書が郵送されます。

3 試験地

各試験の試験会場の詳細は、令和8年4月下旬頃までに決まる予定であるため、決定後、速やかに官報及び法務省ホームページでお知らせするほか、受験票にも記載してお知らせします。

(1) 短答式試験

札幌市又はその周辺、仙台市又はその周辺、東京都又はその周辺、名古屋市又はその周辺、大阪府又はその周辺、広島市又はその周辺、福岡市又はその周辺

(2) 論文式試験

原則全国47都道府県

※ 希望試験地内に設置される試験会場の定員を受験希望者数が上回る場合、抽選により選定し、抽選に漏れた方には、当該試験地外の空席のある試験会場（近隣の都道府県を含む。）を指定します。

また、希望試験地内の受験希望者数が極めて少ないときは、当該試験地内に試験会場を設置せず、当該試験地外の空席のある試験会場（近隣の都道府県を含む。）を指定する場合があります。

※ 受験特別措置を希望される方については、希望試験地、受験特別措置内容及び試験会場の施設状況等を考慮して、試験会場を指定します。

(3) 口述試験

東京都又はその周辺

【各試験の試験地一覧】

短答式試験	論文式試験	口述試験
札幌市又はその周辺		
仙台市又はその周辺		
東京都又はその周辺		
名古屋市又はその周辺	原則全国47都道府県	東京都又はその周辺
大阪府又はその周辺		
広島市又はその周辺		
福岡市又はその周辺		

4 受験申込から合格発表までの流れ

	【電子出願】	【郵送出願】
事前準備	<p>電子出願は、マイナポータルを利用します。</p> <p>マイナポータルを利用するには、電子証明書が有効なマイナンバーカードのほか、出願に使用する機器及びマイナポータルのログイン（本人認証）方法に応じた事前準備が必要です。また、ログイン後は、マイナポータルの利用者登録も必要です。</p> <p>詳細は、本紙1ページを参照してください。</p>	<p><願書交付期間></p> <p>令和8年2月16日（月）から 同年3月13日（金）まで</p> <p>郵送出願を希望する場合、受験願書を郵送交付しますので、法務省ホームページを参照の上、受験願書の交付請求を郵送で行ってください。</p> <p>なお、返信の到着が出願期間後となっても出願期間の変更はしませんので、十分に余裕をもって交付請求をしてください。</p> <p>また、従来行っていた法務省への来省による交付は行いません。</p>
出願における必要事項の入力・記入等	<p><出願期間></p> <p>令和8年2月16日（月）午前9時30分から 同年3月13日（金）午後11時59分（受験手数料の納付完了を含む。）まで</p> <p>マイナポータルにログイン後、トップページから「さがす」、「証明書」の順で選択します。サービス・機能一覧が表示されますので「国家資格の登録・各種申請」から「資格を追加する」を押下して「司法試験予備試験」を選択後、画面遷移に従って出願者情報を入力してください。</p>	<p><出願期間></p> <p>令和8年3月2日（月）から 同月13日（金）（同日までの消印有効）まで</p> <p>受験願書に必要事項を記入の上、出願期間内に司法試験委員会宛てに郵送（書留）により提出してください。</p>
受験手数料の納付	<p>20,000円を、「国庫金キャッシュレスサービス」(KOKO PASS)を利用したキャッシュレス決済(Pay-easy(ペイジー))により納付期限内に納付してください。</p> <p>出願後、マイナポータルから「国家資格の申請に関する支払情報のお知らせ」が届きますので、画面案内に沿って納付してください。</p> <p>※ 電子出願は、受験手数料を納付して決済済みとなった時点で完了となりますので、必ず期限内に納付してください。</p> <p>※ 納付後、マイナポータルの「やること」から「進行中(処理中)」と表示された申請情報を選択することで、決裁状況を確認できますので、決済済みであることを確認してください。</p>	<p>21,000円分の収入印紙(4枚以内)を消印せずに受験願書に貼付してください。</p>

	【電子出願】	【郵送出願】
短答式試験受験票の通知・発送	<p><通知時期> 令和8年6月26日（金）通知開始予定</p> <p>マイナポータルで「司法試験予備試験試験受験票」が発行されます。</p> <p>受験票は、マイナポータルからダウンロード・確認した上で、必ず紙に印刷して、試験当日に試験会場まで持参してください（スマートフォン等の画面表示のみでは受験できません。）。</p> <p>なお、受験者ID・論文式試験選択科目は、受験票に記載して通知します。</p>	<p><送付時期> 令和8年6月26日（金）発送予定</p> <p>司法試験予備試験受験票が発送されますので、試験当日、試験会場へ必ず持参してください。</p> <p>受験者IDは、出願時や変更届の提出時に使用しますが、試験時には使用しませんので、試験会場に持参する必要はありません。</p>
通知・短答式試験成績通知書の発送	<p><通知時期> 令和8年8月下旬通知開始予定</p> <p>短答式試験の全科目を受験した場合は、通知を行います（マイナポータルで「司法試験予備試験結果通知書」が発行されます。）。</p>	<p><送付時期> 令和8年8月下旬発送予定</p> <p>短答式試験の全科目を受験した場合は、紙媒体の成績通知書が発送されます。</p>
論文式試験受験票の通知・発送	<p><通知時期> 短答式試験の成績通知と同じ</p> <p>短答式試験同様、マイナポータルで「司法試験予備試験試験受験票」が発行されます。</p> <p>受験票は、マイナポータルからダウンロード・確認した上で、必ず紙に印刷して、試験当日、試験場に持参してください（スマートフォン等の画面表示のみでは受験できません。）。</p>	<p><送付時期> 短答式試験の成績通知と同じ</p> <p>論文式試験受験票兼短答式試験成績通知書が送付されますので、試験当日、試験会場へ必ず持参してください。</p>

	【電子出願】	【郵送出願】
論文式試験成績通知書の通知・発送	<p><通知時期> 令和8年12月下旬通知開始予定</p> <p>論文式試験の全科目を受験した場合は、短答式試験同様、マイナポータルで「司法試験予備試験結果通知書」が発行されます。【論文式試験】の成績欄を確認してください。</p> <p>※ 短答式試験の結果通知書に論文式試験の成績が追記されます。</p>	<p><送付時期> 令和8年12月下旬発送予定</p> <p>論文式試験の全科目を受験した場合は、紙媒体の成績通知書が発送されます。</p>
の口述試験の受験票兼日程通知書	<p><送付時期> 論文式試験の成績通知と同じ</p> <p>出願方法にかかわらず、紙媒体の受験票兼日程通知書（論文式試験成績についても記載されています。）が発送されます。</p> <p>※ 電子出願の方には、短答式試験、論文式試験同様にマイナポータルで「司法試験予備試験試験受験票」も論文式試験の成績通知と併せて発行されますが、郵送による受験票兼日程通知書を正本とし、試験当日、持参してください。</p>	
の口述試験成績通知書	<p><送付時期> 令和9年2月中旬発送予定</p> <p>出願方法にかかわらず、紙媒体の成績通知書が発送されます。</p> <p>※ 電子出願の方には、短答式試験、論文式試験同様にマイナポータルで「司法試験予備試験結果通知書」も発行されます（令和9年2月中旬通知開始予定）。短答式試験、論文式試験の結果通知書に口述試験の成績が追記されます。</p>	
合格証書の授与	<p><送付時期> 口述試験の成績通知と同じ</p> <p>出願方法にかかわらず、紙媒体の合格証書及び口述試験成績通知書が発送されます。</p> <p>※ 電子出願の合格者には、別途、マイナポータルで「司法試験予備試験合格者証」も発行されます。</p>	

【司法試験予備試験試験受験票、司法試験予備試験結果通知書及び司法試験予備試験合格者証の確認方法】

- 1 マイナポータルのトップページから「さがす」、「証明書」、「国家資格の登録・各種申請」の順で選択し、「司法試験予備試験」を押下してください。
- 2 押下後、司法試験予備試験の情報が表示されるため、通知内容に応じた通知先を確認してください。
 - 司法試験予備試験試験受験票 「受験情報」を確認してください。
 - 司法試験予備試験結果通知書 「試験結果」を確認してください。
 - 司法試験予備試験合格者証 「合格／免除の情報」を確認してください。

受験願書等の提出先及び各問合せ先等は、以下を参照してください。

なお、マイナポータルサイトはこちらを参照してください。（外部リンク、<https://myna.go.jp/>）



【受験願書の提出先】

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1－1－1（法務省内） 司法試験委員会

【受験に関する問合せ先】

法務省大臣官房人事課 司法試験予備試験係

電話番号 03-3580-4111（代表）

問合せ時間 9:30～12:00、13:00～18:00（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）

【マイナポータルのログイン方法や操作方法に関する問合せ先】

（外部リンク、https://faq.myna.go.jp/?site_domain=default）



【マイナポータルのログイン方法や操作方法以外に関する問合せ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル

電話番号 0120-95-0178（自動音声ガイダンス）

問合せ時間 平 日 9:30～20:00、土日祝 9:30～17:30

【国家資格等のオンライン・デジタル化（デジタル庁）】

（外部リンク、<https://www.digital.go.jp/policies/government-certification>）



【国庫金キャッシュレスサービス「KOKO PASS」ご利用マニュアル】

（外部リンク、https://kokopass.jp/danq/#manual_japanese）



司法試験予備試験に合格すると、合格の発表の日後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間において実施される司法試験を受験することができます。

司法試験に合格すると、司法修習生となる資格が与えられ、司法修習終了後は、裁判官、検察官又は弁護士となることができます。それぞれの詳細に関する問合せ先は、次のとおりです。

【司法試験について】

法務省大臣官房人事課司法試験係 03-3580-4111

【司法修習について、裁判官について】

最高裁判所人事局任用課 03-3264-8111

【検察官について】

法務省大臣官房人事課検察官人事係 03-3580-4111

【弁護士について】

日本弁護士連合会 03-3580-9841

目 次

第1 出願手続	1
1 出願手続	1
2 注意事項	2
3 提出書類	3
第2 出願後の記載事項の変更	6
1 氏名、現住所（郵便物送付先住所）、電話番号又は本籍地の変更	6
2 試験地（都道府県）の変更	6
3 同一試験地（都道府県）内の試験会場の変更	6
4 選択科目の変更	6
第3 個人情報の取扱い	8
第4 各試験受験上の注意事項	8
1 短答式試験における注意事項	8
2 論文式試験における注意事項	9
3 口述試験における注意事項	10
第5 身体に障害や傷病等がある場合の受験特別措置	11
1 受験特別措置の申出	11
2 受験特別措置の実施方法等についてのお知らせ	11
3 受験特別措置の対象となる障害等の種類・程度及び特別に措置する事項	12
第6 参考事項	15
1 目的	15
2 試験科目	15
3 合格者の決定方法	15

第1 出願手続

1 出願手続

出願方法は「電子出願」又は「郵送出願」となりますので、いずれかを選択の上、出願してください。「郵送出願」を希望する方は受験願書を郵送交付しますので、法務省ホームページを参照の上、受験願書の交付請求を郵送で行ってください。

従来行っていた法務省への来省による交付は行いません。

(1) 電子出願の出願手続等

ア 事前準備及び出願手続

(ア) 事前準備

電子出願は、マイナポータル上で行うため、電子証明書が有効なマイナンバーカードのほか、以下のとおり、**出願に使用する機器及びマイナポータルのログイン（本人認証）方法に応じた事前準備**が必要です。また、ログイン後は**マイナポータルの利用者登録**も必要です。

詳細は、マイナポータル操作マニュアルの「2章 マイナポータルを利用するには」を参照してください。

(外部リンク、<https://img.myna.go.jp/manual/sitemap.html>)



1 スマートフォンを使用した出願

◆ スマートフォンを使用してログインする場合

- ・ マイナポータルアプリに対応したスマートフォン
- ・ マイナポータルアプリのインストール

2 パソコンを使用した出願

◆ ICカードリーダライタを使用してログインする場合

- ・ マイナポータルを利用するためのパソコン
- ・ マイナンバーカードに対応したICカードリーダライタ
- ・ ICカードリーダライタをパソコンで使用するためのドライバのインストール

◆ スマートフォンを使用してログインする場合（パソコンに表示された二次元コードをスマートフォンで読み取ってログインし、マイナポータルの操作をパソコンで実施）

- ・ マイナポータルを利用するためのパソコン
- ・ マイナポータルアプリ及び二次元コードのログインに対応したスマートフォン（ログインのみスマートフォンを使用）
- ・ マイナポータルアプリのインストール

(イ) 申請

○ マイナポータルにログイン後、トップページから「さがす」、「証明書」の順で選択すると、サービス・機能一覧が表示されますので「国家資格の登録・各種申請」から「資格を追加する」を押下して「司法試験予備試験」を選択後、画面遷移に従って出願者情報を入力してください。

○ 詳細は、出願要領のほか、マイナポータル操作マニュアルの「3章 マイナポータルを使う」（05 国家資格関連の手続に申請する-国家資格の登録・各種申請-）を参照してください。(外部リンク、<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0228.html>)



イ 出願期間

令和8年2月16日（月）午前9時30分から同年3月13日（金）午後11時59分（受験手数料の納付完了を含む。）まで

ウ 受験手数料の納付

受験手数料は、「国庫金キャッシュレスサービス」（KOKO PASS）を利用したキャッシュレス決済（Pay-easy（ペイジー））による納付となります。（国庫金キャッシュレスサービス「KOKOPASS」ご利用マニュアル（https://kokopass.jp/dang/#manual_japanese））

(2) 郵送出願の出願手続等

ア 出願手続

交付を受けた受験願書に必要事項を記入の上、出願期間内に司法試験委員会宛てに郵送（書留）で提出してください。直接持参しても受理しません。

※ 受験願書の交付を希望する方は、表に赤字で「司法試験予備試験受験願書請求」と記載し、

裏に差出人名を記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形2号【縦33.2cm、横24.0cm程度】に180円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの）を封入して、司法試験委員会宛てに郵送して請求してください（受験願書は令和8年2月16日（月）から交付しますが、郵送出願期間は、同年3月13日（金）（同日までの消印有効）までですので、十分に余裕をもって交付請求をしてください。）。返信用封筒がない場合は郵送しません。

受験願書請求先 〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1（法務省内） 司法試験委員会

イ 出願期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月13日（金）まで

※ 令和8年3月13日（金）までの消印があるものに限り受理します。出願期間を過ぎたものは受理しません。

ウ 受験手数料の納付

受験手数料は、受験願書の「収入印紙貼付」欄に、消印していない収入印紙を貼り付けて納付してください（現金・郵便切手・都道府県発行の収入証紙等は不可）。

2 注意事項

次の点に注意して出願してください。

- (1) 出願者情報の入力（受験願書の記入）及び添付書類等が完備していることを確認すること。
- (2) 論文式試験地の北海道、宮城県及び沖縄県の選択は、現住所が当該道県内（受験特別措置を希望される方は、「又はその周辺」を含む。）にある方に限り、有効とします。
それ以外の方が選択した場合は、選択を無効として、適宜の試験会場を指定しますので、注意してください。
- (3) 受験手数料を納付後、マイナポータルの「やること」から、「進行中（処理中）」と表示された申請情報を選択することで、決済状況を確認できるため、決済済みであることを確認すること。【電子出願】
- (4) 出願期間内に司法試験委員会宛てに郵送（書留）で提出すること。【郵送出願】
- (5) 発送の際、消印の日付が出願期間内であることを必ず確認すること。【郵送出願】

3 提出書類【電子出願及び郵送出願】

出願には次の書類が必要です。書類が誤っていた場合や不足している場合には、出願期間内に補正を完了する必要があります。

なお、追加の書類提出を求められた場合、封筒の表面に赤字で「令和8年司法試験予備試験出願添付書類在中」と記載し、必ず郵便局の窓口で「書留扱いにして郵送してください。

(1) 令和8年司法試験予備試験受験願書

電子出願の場合は、マイナポータル上で出願者情報を入力するとともに、以下の条件を満たしている写真データ及び必要書類（該当者のみ）をスキャン等で電子化し、マイナポータル上にアップロードしてください。

郵送出願の場合は、「【郵送出願】令和8年司法試験予備試験出願要領」をよく読んで、受験願書に必要事項を記入して、写真を貼り付けるとともに、必要書類（該当者のみ）を受験願書に同封して郵送してください。

なお、受験願書は機械で読み取りますので、必要事項を楷書で丁寧に記入してください。

また、令和8年司法試験予備試験の受験願書以外は受理しません。

貼付物等	注意事項等
ア 写 真	<p>【電子出願及び郵送出願】</p> <p>1 出願者本人のみ写っているもの 2 出願前6か月以内に撮影されたもの 3 正面・無帽・無背景・カラーのもの 4 前髪等で顔の輪郭や目元が隠れておらず、はっきり写っているもの 5 受験時に眼鏡を使用する場合は眼鏡をかけて撮影されたもの（照明が眼鏡に反射したもの及び眼鏡のフレームが目にかかっているもの、色付き眼鏡は不可） ※ 写真は、試験当日の本人確認に使用しますので、不鮮明なものや上記の規格に適合しないものなど、受験写真として不適当なものは差替えをお願いする場合があります。</p> <p>【電子出願】</p> <p>1 顔写真の縦横比率が9：7となるように調整したもの 2 縦710×横550ピクセル（目安）のもの 3 拡張子が「.jpg」のもの ※ 写真のデータサイズは他の添付書類（該当者のみ）と合わせて9MB（メガバイト）以下です。添付が困難な場合は、司法試験委員会宛て連絡してください。</p> <p>【郵送出願】</p> <p>1 写真の大きさが縦45mm×横35mmのもの（パスポート申請用写真と同一規格） 2 頭頂から頬までが34mm程度のもの 写真の裏面に氏名及び生年月日を記入の上、全面をのり付けし、受験願書の「⑯ 写真貼付欄」に剥がれないよう枠内にしっかりと貼り付けてください。 私物プリンタを用いて印刷する場合は、必ず写真用紙に鮮明に印刷したものを使用してください。</p>

3 提出書類【電子出願及び郵送出願】（続き）

イ 受験手数料	<p>【電子出願】 出願手続時、マイナポータルからKOKOPASSを利用しPay-easy（ペイジー）で 20,000円を納付してください。</p> <p>【郵送出願】 21,000円分の収入印紙を、消印せず4枚以内で受験願書 の「⑯収入印紙貼付欄」に貼り付けてください。 現金・郵便切手・都道府県発行の収入証紙等は不可。</p>
<p>Pay-easy（ペイジー）での受験手数料の納付方法及び注意事項【電子出願】</p> <p>(納付方法)</p> <p>1 マイナポータルの「やること」から「決済待ち」と表示されている申請情報を選択して「決済する」を押下してください。</p> <p>2 専用サイトの画面（国家資格の各種手数料・税お支払サイト（KOKO PASS））に遷移し「お支払方法を選択してください」と表示されますので、「ペイジー」を選択し「お支払方法を確定する」を押下してください。</p> <p>3 「ご利用に当たっての注意事項」画面で内容を確認し、「上記の注意事項を確認しました」をチェックし、「同意する」を押下してください。</p> <p>4 「お支払内容の確認」画面で内容を確認し「確認して次に進む」を押下してください。</p> <p>5 「ペイジー支払情報の入力」画面で、カナ氏名（全角）を入力し「入力内容を確認する」を押下してください。</p> <p>6 「ペイジー支払情報の確認」画面で内容を確認し「確認して次に進む」を押下してください。</p> <p>7 「お支払手続き情報」画面が表示されます。表示されたお支払情報は、Pay-easy（ペイジー）で納付する際に必要な情報ですので、画面を印刷・保存するなどして、内容を控えてください。</p> <p>8 本手続完了時点では、納付は完了していませんので、「お支払情報」をもとに、御自身でPay-easy（ペイジー）を利用して、納付期限までに納付してください。</p> <p>(注意事項)</p> <p>○ 納付期限は、以下のとおり申請日によって異なりますので注意してください。</p> <p>① 申請日が、令和8年3月10日（火）以前の場合 納付期限は、申請日から3日後の午後11時59分までです。 例えば、令和8年3月9日（月）に申請を行った場合の納付期限は、令和8年3月12日（木）午後11時59分までです。 納付期限を経過した場合は、「決済期限切れ」の通知がなされますので、再度、出願期間内に申請を行ってください。</p> <p>② 申請日が、令和8年3月11日（水）以後の場合 納付期限は、一律、令和8年3月13日（金）午後11時59分までです。 例えば、令和8年3月12日（木）に申請を行った場合の納付期限は、申請日から3日後の午後11時59分までではなく、出願期間の最終日である令和8年3月13日（金）午後11時59分までです。 令和8年3月13日（金）午後11時59分までに納付して決済を完了しなければ有効な出願とは扱われず、再度の申請も行えませんので、注意してください。</p> <p>○ 電子出願は、受験手数料を納付して決済済みとなった時点で完了となりますので、必ず期限内に納付してください。</p> <p>○ 納付後、マイナポータルの「やること」から、「進行中（処理中）」と表示された申請情報を選択することで、決済状況を確認できますので、決済済みであることを確認してください。</p>	

(2) 添付書類（該当者のみ）

該当者は、以下の提出書類について、司法試験委員会宛てに提出してください。

なお、提出された住民票等は返却いたしません。

	該当者	提出書類	提出方法	
1	司法試験及び司法試験予備試験のいずれも出願したことがない方（受験者IDを取得したことがない方）	住民票（住民票記載事項証明書、広域交付住民票でも可） ※出願前6か月以内に交付されたもの	電子出願	提出不要
2	受験者IDが不明な方 ※受験者IDとは、司法試験又は司法試験予備試験に出願したことにより付与される11桁の番号です。	※生年月日及び性別の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの	郵送出願	受験願書に同封して郵送
3	1又は2に該当する海外在住の日本国籍を有する方	在外公館が発行する在留証明書	電子出願 郵送出願	出願時、スキャン等で電子化し、マイナポータル上にアップロード ※データの縦横サイズは、6,000ピクセル以下 ※データサイズの合計は、9MB以下 受験願書に同封して郵送
4	通称の使用を希望する日本国籍を有しない方	住民票（住民票記載事項証明書、広域交付住民票でも可） ※通称の記載があるもの	電子出願 郵送出願	出願時、スキャン等で電子化し、マイナポータル上にアップロード ※データの縦横サイズは、6,000ピクセル以下 ※データサイズの合計は、9MB以下 受験願書に同封して郵送
5	過去に司法試験予備試験・司法試験又は平成16年度以降に実施された旧司法試験第二次試験に出願し、最後の出願時の氏名と現在の氏名が異なる方 ※最後の出願以後に現在の氏名への変更届を提出している場合は不要です。	戸籍抄本、除籍抄本（戸籍個人事項証明書又は除籍個人事項証明書）又は旧姓が併記された住民票 ※出願前6か月以内に交付されたもの	電子出願	出願時、スキャン等で電子化し、マイナポータル上にアップロード ※データの縦横サイズは、6,000ピクセル以下 ※データサイズの合計は9MB以下
6	旧姓（戸籍上の旧氏名）の使用を希望する方	※戸籍抄本を提出する方は、前記1、2及び4に該当する場合、住民票の提出を省略することが可能ですが、ただし、除籍抄本のみを提出する方は、住民票の提出を省略することはできません。	郵送出願	受験願書に同封して郵送
7	受験特別措置を希望する方	司法試験予備試験身体障害者等受験特別措置申出書 障害や傷病の程度を証明する書類等	電子出願 郵送出願 電子出願 郵送出願	出願時、スキャン等で電子化し、マイナポータル上にアップロード ※データの縦横サイズは、6,000ピクセル以下 ※データサイズの合計は9MB以下 受験願書に同封して郵送 出願方法にかかわらず郵送 ※電子出願は、封筒に赤字で「令和8年司法試験予備試験出願添付書類在中」と記載した上、郵便局の窓口で「書留」扱いにして郵送 ※郵送出願は、受験願書に同封して郵送

第2 出願後の記載事項の変更【電子出願及び郵送出願】

1 氏名、現住所（郵便物送付先住所）、電話番号又は本籍地の変更

- (1) **出願方法にかかわらず**、遅滞なく、変更届を司法試験委員会宛てに**郵送**してください（封筒の表には、赤字で「**司法試験予備試験変更届在中**」と記載してください。）。
- また、氏名の変更の場合は、変更を証明する戸籍抄本等（変更前後の氏名が記載されたもの。）を添付してください。試験終了後においても手続の方法は同様です。
- (2) 変更届には、試験地、受験番号（受験票を受け取っている場合）、受験者ID（付与されている場合）、氏名（フリガナ）、生年月日を明記の上、氏名、現住所（郵便物送付先住所）、電話番号又は本籍地のうち、変更のあった事項（変更前・後）を記載してください。
- ただし、本籍地の変更については、都道府県が変更になる場合のみ提出してください。同一都道府県内での本籍地の変更については、届出不要です。
- (3) **現住所（郵便物送付先住所）を変更する場合は、郵便局にも転居届を必ず提出してください。**

※ 例年、司法試験委員会宛てに変更届が提出されなかつたため、受験票、成績通知書が受験者の手元に届かない例が発生していますので、手続を忘れないよう注意してください。

【司法試験予備試験変更届様式】 ※下記【変更届記載例】参照。
(https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07_00308.html)



2 試験地（都道府県）の変更

原則として認めません。

ただし、遠隔地への転勤等やむを得ない事情がある場合があり、かつ変更後の試験地の試験会場に空席がある場合に限り、変更を認めます。

変更を希望する場合は、**出願方法にかかわらず**、申請書（適宜の用紙に、受験者ID（付与されている場合）、氏名（フリガナ）、生年月日、住所、電話番号、短答式試験及び論文式試験の試験地（変更前・後）並びに理由を記載したもの）に、必ず当該事情を証明する書類（転勤の場合は辞令等の写し）を添付の上、令和8年5月15日（金）（消印有効）までに郵送で申請してください。

※ 期限を過ぎた場合は、受け付けません。

3 同一試験地（都道府県）内の試験会場の変更

理由を問わず認めません。

4 選択科目の変更

理由を問わず認めません。

【変更届記載例】

司法試験予備試験変更届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

司法試験予備試験受験願書記載事項の変更につき、下記のとおり届け出ます。

記

1 試験地 東京都

受験票を受け取った後に
届け出る場合は記入して
ください。

2 受験番号 00001

受験者 ID を付与されている
場合は記入してください。

4 氏名 司法 のぞみ

5 フリガナ シホウ ノゾミ

6 生年月日 昭和63年10月1日

現住所(郵便物送付先住所)が
変更になる場合は、必ず郵便
番号を記入してください。

7 変更のあった事項

(氏名 ・ 現住所(郵便物送付先住所) ・ 電話番号 ・ 本籍地)

【変更前】

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都足立区綾瀬〇-〇-〇

法務マンション〇〇〇号室



【変更後】

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

司法マンション〇〇〇号室

8 その他特記事項

変更につき、特記事項がある
場合は記入してください。

第3 個人情報の取扱い【電子出願及び郵送出願】

出願及び試験により取得した個人情報は、試験の実施及び司法試験制度の検討に関する資料作成のためにのみ利用します。

第4 各試験受験上の注意事項【電子出願及び郵送出願】

以下の注意事項のほか、法務省ホームページの「令和8年司法試験予備試験に関するQ&A」も併せて参照してください。

(法務省ホームページ https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07_00210.html)



1 短答式試験における注意事項

1 携行品

- (1) 受験票（電子出願者は紙に印刷したもの）
- (2) 筆記具
 - ・ B又はH Bの鉛筆（指定の筆記具以外でマークシート用紙にマークした場合は、機械で正確に読み取れないおそれがあるので、零点となる場合があります。）
 - ・ プラスチック製消しゴム

2 注意事項

- (1) 集合時刻までに試験会場に到着してください。着席時刻から受験に関する説明を行います。試験開始時刻までに入室しない場合は、当該科目及びその他の科目について、受験できません。なお、欠席に関しての事前・事後の届出は不要です。
- (2) 試験会場では、司法試験委員会、試験監督員及び施設関係者の指示に従ってください。また、掲示内容をよく確認し、各施設で定められている決まりを遵守してください。なお、会場への直接のお問い合わせは御遠慮ください。
- (3) 試験室内では、携帯電話、スマートウォッチ等の全ての電子機器類、音響機器及び耳栓の使用はできません。電子機器類及び音響機器は、必ず電源を切ってかばんの中にしまってください。
- (4) 解答に当たり、
 - ア ラインマーカー、色ペン、色鉛筆及びシャープペンシルの使用は、試験問題集に限り許可します。
 - イ 一般教養科目については、解答する問題20題のみを選択し、答案用紙の選択した問題に該当する選択欄及び解答欄の番号に鉛筆（B又はH B）でマークして解答してください。
選択欄にマークがない解答については、たとえ解答欄にマークがあっても一切採点されませんので注意してください。
また、20題を超えて選択欄にマークした場合は、そのうち問題番号の小さい方から20題に満つるまでの問題について、有効な選択・解答として採点されます。
- (5) 試験時間中は、受験票、受験番号シール（バーコード）、時計（スマートウォッチ等のウェアラブル端末及び同端末ではないと外形上容易に判別できないものは不可）又はストップウォッチ（アラーム等音の出る機能（発光式アラーム機能も含む。）の使用は不可）及び筆記具（ラインマーカー、色ペン、色鉛筆及びシャープペンシルを含む。）以外のもの（定規、付箋、筆記具入れ等）は机上又は机の中に置かずには必ずかばんの中にしまってください。ただし、受験特別措置の申出により服用を認められた薬等、司法試験委員会から事前に許可を受けたものは除きます。
- (6) 試験会場内における飲食は、試験室の自席においてのみ行い、共有スペース等では飲食をしないでください（食事（軽食を含む）については試験時間中は不可。）。また、飲料については、蓋付きペットボトルに入ったものののみ持ち込むことができます（ビン、カン、紙パック、マイボトル等に入った飲料は試験会場内に持ち込むことはできません。）。ただし、机上に容器を置かず、必ず蓋を閉めて足元に置き、机上にこぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損しないよう十分に注意してください（汚損等した場合の交換は行いません。）。
- (7) 試験時間中の体調不良、やむを得ずトイレに行く必要がある等の場合には黙って手を挙げ、試験監督員の指示に従ってください。無断で席を立ったり、携帯電話等の不要物を携行することは禁止します。

- (8) 試験時間終了前に答案用紙を提出して受験を終了することはできません。
- (9) 空調設備等により着席位置によっては寒暖の差が生ずる可能性がありますので、各自温度調節ができるよう、服装には十分に注意してください。なお、座席の変更は認められません。
- (10) 試験時間中に日常的な生活騒音等（監督員の巡回による足音・監督業務上必要な打合せなど、机・椅子がきしむ音、航空機・自動車・風雨・空調の音など、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をする音など、照明の点滅など）が発生した場合でも救済措置は行いません。
- (11) 出願方法にかかわらず、納付された受験手数料は、試験を受けなかった場合においても返還されません（司法試験法（以下「法」という。）第11条第2項）。
- (12) 不正の手段によって試験を受け、若しくは受けようとした場合又は法若しくは司法試験法施行規則（以下「施行規則」という。）第7条（受験者が守るべき事項等）に違反した場合は、法第10条に基づき処分されることがあります。
- (13) 災害等が発生した場合における試験実施に関する情報については、法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/>）を参照するか、司法試験委員会宛てお問い合わせください。
なお、試験当日における緊急連絡先は受験予定者宛てに別途通知する受験票を参照してください。
- (14) 短答式試験の合格発表日は、令和8年8月6日（木）です。合格発表は、法務省ホームページ上ののみで行い、官報公告や掲示は行いません。また、合否のお問い合わせには応じかねますので、注意してください。

2 論文式試験における注意事項（短答式試験と取扱いが異なりますので、注意してください。）

1 携行品

- (1) 受験票（電子出願者は紙に印刷したもの）
(2) 本人確認書類（有効期限内で顔写真付きのものの原本）
(例) 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書など

2 注意事項

- (1) 各試験期日の受付終了時刻までに各試験会場において受付申出をしなかった場合、それ以降の受験はできませんので、時間に余裕をもって到着してください。
- (2) 試験会場では、試験監督員等の指示に従ってください。また、掲示内容等をよく確認し、各施設で定められている決まりを遵守してください。
- (3) 試験室内に持ち込める物品は、試験時間外を含め、上記携行品のうち、受験票のほか、
- ① ペットボトル入りの飲用水（飲用水以外は不可。詳細は、以下(4)を参照）
 - ② ハンカチ、ハンドタオル
 - ③ ポケットティッシュ（元のビニールは可、ケース等は不可）
 - ④ マスク（着用の上入室すること）
 - ⑤ ヘアゴム、ヘアピン
 - ⑥ 眼鏡（眼鏡型の拡大鏡を含む。サングラスは不可）
 - ⑦ 耳栓
 - ⑧ 薬（服用等に関する注意事項は、以下(5)を参照）
 - ⑨ 目薬、点鼻薬

のみです。その他の物品は持ち込めませんので、必ずロッカーにしまってください。ロッカーがない試験会場では、試験監督員の指示に従ってください。

携帯電話、スマートウォッチ、音響機器等の全ての電子機器類のほか、時計及びストップウォッチも持ち込めません（現在時刻及び試験の残り時間はアプリケーション上に表示されます。）ので、携帯電話は、必ず電源を切ってロッカーにしまってください。ロッカーがない試験会場では、試験監督員の指示に従ってください。

筆記具も持ち込めません。会場備品（メモ用紙、シャープペンシル）のみ利用が可能です。

※ 障害等の種類・程度に応じた特別措置を希望する方で、持ち込みが許可されていない物品を試験室内に持ち込む必要がある場合は、受験特別措置の申出をする必要があります。詳細は、本紙11ページ「第5 身体に障害や傷病等がある場合の受験特別措置」等を参照してください。

- (4) 試験室内への飲用水の持ち込みは、以下の条件をすべて満たす場合に限り許可します。
- 容量が1,000ml以下の透明のペットボトル入りのもの1本に限ること
 - ラベルなどのパッケージは事前に外しておくこと
 - 飲む時を除き、キャップを締めた状態で足元に置いておくこと
 - ペットボトルは必ず持ち帰り、会場内に捨てていかないこと

- (5) 試験時間中に薬の服用を希望される方は、試験監督員等に申し出た上で試験室内に持ち込み、服用の際にも、再度、試験監督員等に申し出て、試験室外で服用してください。
- (6) 次の場合は、**無効答案として零点となります。**
- 解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある場合
 - 出願時に入力（記載）した選択科目と異なる科目について解答した場合
 - 科目ごとの答案入力箇所を取り違えた場合
- (7) 試験時間中にやむを得ずトイレに行く場合は、試験監督員の許可を得て、その指示に従ってください。
- (8) 試験時間終了前に受験を終了することはできません。
- (9) 空調設備等により着席位置によっては寒暖の差が生ずる可能性がありますので、服装には十分に注意してください。
- (10) 試験時間中に通常生じ得る範囲内の騒音等（監督員の巡回による足音・監督業務上必要な打合せなど、航空機・自動車・風雨・空調の音など、周囲の受験者の動作音・咳・くしゃみ・鼻をする音など、照明の点滅など）については、救済措置等の対応は行いません。
- (11) 不正の手段によって試験を受け、若しくは受けようとした場合又は法若しくは施行規則第7条（受験者が守るべき事項等）に違反した場合は司法試験法第10条に基づき処分されることがあります。
- (12) 災害等が発生した場合における試験実施に関する情報は、法務省ホームページを参照するか、司法試験委員会に問い合わせてください。
- (13) 論文式試験の合格発表日は、**令和8年12月17日（木）**です。合格発表は、法務省ホームページ上のみで行い、官報公告や掲示は行いません。また、合否のお問い合わせには応じかねますので、注意してください。

3 口述試験における注意事項

1 携行品

受験票兼日程通知書

2 注意事項

- (1) 集合時刻までに試験会場内で受付を済ませた上で、指定された場所に集合していない場合は、受験できません。
- (2) 試験会場内では、司法試験委員会、試験官及び試験監督員等の指示に従ってください。
- (3) 試験当日、司法試験委員会が無作為に指定した試験順番をお知らせします。
- (4) 1日目の科目を受験しなかった場合、2日目の科目は受験できません。
- (5) 午前の受験者は、試験終了後、午後の受験者が集合するまでの間、試験会場内に待機することになります。なお、午後の受験者は、試験終了後、順次解散となります。
- (6) 試験会場内では、携帯電話、スマートウォッチ、録音機等の全ての電子機器類及び音響機器の使用を禁止します。携帯電話等の機器については、電源を切って、試験監督員が試験当日に配布する封筒に封入した上、かばんの中にしまってください。
- (7) 試験会場で定められている決まりを遵守し、試験会場内の許可された場所以外には立ち入らないでください。また、試験会場での喫煙や食事を禁止します。
- (8) 着席位置によっては寒暖の差が生ずる可能性がありますので、各自温度調節ができるよう、服装には十分に注意してください。
- (9) 災害等が発生した場合における試験実施に関する情報については、法務省ホームページを参照するか、司法試験委員会宛てお問い合わせください。
- (10) 口述試験の合格発表日は、**令和9年2月4日（木）**です。合格発表は、法務省ホームページ上のみで行い、官報公告や掲示は行いません。また、合否のお問い合わせには応じかねますので、注意してください。

第5 身体に障害や傷病等がある場合の受験特別措置【電子出願及び郵送出願】

視覚障害、聴覚障害、音声・言語機能障害、肢体障害その他身体に障害等がある場合は、審査により、障害等の種類・程度に応じた特別の措置を行います。また、出願後、不慮の事故などにより負傷した場合などにも、身体に障害のある場合に準じた受験特別措置を行いますが、申出が試験日の直前である場合や申出内容によっては、対応できないことがあります。詳細については、法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/>）を参照するか、司法試験委員会宛てお問い合わせください。

1 受験特別措置の申出

申出に際しては、次の書類を取りそろえて、出願時に提出してください（電子出願者は、「司法試験予備試験身体障害者等受験特別措置申出書」以外の書類については、封筒の表に赤字で「令和8年司法試験予備試験出願添付書類在中」と記載し、必ず郵便局の窓口で「書留」扱いにして郵送してください。）。司法試験委員会指定の申出書及び診断書については、法務省ホームページからダウンロードできます。なお、論文式試験用及び口述試験用の診断書については、それぞれの受験資格を得た時点で直ちに提出してください。

提出された書類については、司法試験委員会において調査しますが、必要に応じ、書類を追加提出していただく場合があります。

- (1) 「司法試験予備試験身体障害者等受験特別措置申出書」（短答式試験用、論文式試験用及び口述試験用各1通）

受験特別措置を申し出る本人が作成してください（代筆可）。

※ 電子出願者は、出願時に、スキャン等で電子データ化し、マイナポータル上にアップロードしてください。なお、マイナポータル上に添付可能なデータサイズの合計は9MB以下となりますので、添付が困難な場合は司法試験委員会宛て連絡してください。また、電子出願で同申出書を提出した場合は、以下の(2)及び(3)の書類のみ郵送で提出してください。

- (2) 医師の診断書及び身体障害者手帳（交付を受けている場合に限る。）の写しその他の障害や傷病の程度を証明する書類（論文式試験用及び口述試験用については、それぞれの受験資格を得た時点で直ちに提出してください。）

出願方法にかかわらず、郵送で提出してください。

視覚障害（区分I又はIIに該当する方）又は肢体障害（上肢障害をお持ちの方）の場合は、司法試験委員会指定の診断書を提出してください。

- (3) 補聴器の種類・形状が特定できる書面

補聴器の持参使用を申し出る場合は、**出願方法にかかわらず、上記(2)の医師の診断書等に加え、補聴器の種類・形状が特定できる書面（使用説明書又はカタログ等の写しなど）を郵送で提出してください。**なお、電波受信機能（FM式など）を利用した補聴器は使用できません。

2 受験特別措置の実施方法等についてのお知らせ

個別の受験特別措置の実施方法等について、短答式試験については令和8年6月下旬頃までに、論文式試験及び口述試験については各試験日までに、それぞれ決定し、郵送により申出者にお知らせする予定です。なお、いずれの場合も、受験特別措置のお知らせは、受験票とは別に郵送します。

3 受験特別措置の対象となる障害等の種類・程度及び特別に措置する事項

特別措置の対象となる障害等の種類・程度及び特別に措置する事項例は、次のとおりです。

(1) 視覚障害

区分		特別措置の対象となる障害の程度
視 覚 障 害	I	良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.03以下の者
		良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下の者
		周辺視野角度（I／4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I／2視標による。以下同じ。）が28度以下の者
		両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下の者
	II	良い方の眼の視力が0.15以下の者
		周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下の者
		両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下の者
	III	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.60以下の者
	IV	上記区分以外の視覚障害を有する者
区分		特別に措置する事項
視 覚 障 害	Iに該当する者	視覚障害Iに該当する方全員に、電子データによる試験用法令集を貸与（私物パソコン用コンピューター（以下「私物パソコン」という。）が必要となります）【論文式試験及び口述試験】
		試験時間延長（論文式試験では必ず私物パソコンが必要となります）【短答式試験及び論文式試験】
		私物パソコン用電子データによる出題・私物パソコンによる答案作成【短答式試験及び論文式試験】
		点字による出題・点字による答案作成【短答式試験及び論文式試験】
		点字器具（点字器、点字盤、点字タイプライター及び表面作図器〔レーザライター〕・同用紙など）の持参使用【短答式試験及び論文式試験】
		ラインマーカーの代用としてのセロテープ、シール、付箋紙及びクリップ等の持参使用（点字使用者のみ）【短答式試験及び論文式試験】
	IIに該当する者	試験時間延長【短答式試験及び論文式試験】（論文式試験では必ず私物パソコンが必要となります）
		拡大した問題集の配布・拡大した答案用紙の配布【短答式試験のみ】
	II～IVのいずれかに該当する者	私物パソコン用電子データによる出題・私物パソコンによる答案作成【論文式試験のみ】
		私物モニターの使用（パソコンは試験会場のものを使用する場合）【論文式試験のみ】
		私物パソコン用電子データによる試験用法令集の貸与・拡大した試験用法文の貸与【論文式試験及び口述試験】
		文字式解答【短答式試験のみ、IVに該当する者除く】（①、②のどちらかを選択する） ① 通常のマークシート用紙の選択肢の欄に○、✓などの印をチェックする方式 ② 文字式解答専用の答案用紙に算用数字で選択肢の番号を記入する方式
		拡大読書器の持参使用（延長コードは受験者が持参）（私物パソコンが必要となる場合があります）
		拡大鏡の持参使用（私物パソコンが必要となる場合があります）
		照明器具の持参使用（延長コードは受験者が持参）（私物パソコンが必要となる場合があります）
		明るい席への配席【短答式試験のみ】

(2) 肢体障害

区 分		特 別 措 置 の 対 象 と な る 障 害 の 程 度
肢 体 障 害	I	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能な上に、手指によるパソコンの操作が不能であり、パソコンの操作に著しく時間を要するもの
	II	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能なもの【短答式試験】
	III	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、健常者に比し筆記又はタイピング速度が著しく遅いもの
	IV	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、指定した方法による解答が困難なもの【短答式試験】

区 分		特 別 に 措 置 す る 事 項
肢 体 障 害	I に該当する者	試験時間延長（私物パソコンが必要となります）【論文式試験のみ】
		私物パソコンによる答案作成【短答式試験及び論文式試験】
		介助者の配置（介助者は司法試験委員会で配置）
	II に該当する者	私物パソコンによる答案作成【短答式試験のみ】
		介助者の配置（介助者は司法試験委員会で配置）【短答式試験のみ】
	III に該当する者	試験時間延長（私物パソコンが必要となります）【論文式試験のみ】
		私物パソコンによる答案作成【論文式試験のみ】
		拡大した答案用紙の配布【短答式試験のみ】
		文字式解答【短答式試験のみ】（①、②のどちらかを選択する） <ul style="list-style-type: none"> ① 通常のマークシート用紙の選択肢の欄に○、✓などの印をチェックする方式 ② 文字式解答専用の答案用紙に算用数字で選択肢の番号を記入する方式
		答案用紙等のマークシート用紙に記入する際のペン又はボールペンの使用【短答式試験のみ】
	IV に該当する者	拡大した答案用紙の配布【短答式試験のみ】
		文字式解答【短答式試験のみ】（①、②のどちらかを選択する） <ul style="list-style-type: none"> ① 通常のマークシート用紙の選択肢の欄に○、✓などの印をチェックする方式 ② 文字式解答専用の答案用紙に算用数字で選択肢の番号を記入する方式
		答案用紙等のマークシート用紙に記入する際のペン又はボールペンの使用【短答式試験のみ】
	I ~ IV 共通	下書き用紙の配布【短答式試験のみ】
		床に座す、横臥しての受験（論文式試験では私物パソコンが必要となる場合があります）
		脚が伸ばせる配席（論文式試験では私物パソコンが必要となる場合があります）
		車椅子受験（論文式試験では私物パソコンが必要となる場合があります）

(3) 聴覚障害

特 別 措 置 の 対 象 と な る 障 害 の 程 度	
① 両耳の聴力レベルが70デシベル以上の者（40cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの）	
② 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上の者	
③ 上記以外の聴覚障害を有する者	
特 別 に 措 置 す る 事 項	
筆談による発問及び解答【口述試験のみ】（①又は②に該当する者）	
注意事項等の文書による伝達・監督員等との筆談	
座席を前列に配席	
補聴器の持参使用（電波受信機能〔FM式等〕を利用した補聴器は使用不可）	

(4) 音声・言語機能障害

特 別 措 置 の 対 象 と な る 障 害 の 程 度	
① 音声・言語機能を喪失した者	
② 音声・言語機能障害が著しい者	
特 別 に 措 置 す る 事 項	
筆談による解答【口述試験のみ】	

(5) その他病弱、傷病及び前記障害の区分に共通して措置を行うもの（答案作成方法及び試験時間については、特別な措置をしません。）

特 別 に 措 置 す る 事 項
小型机及び椅子の持参使用
1階又はエレベーターに近い試験室への配席【短答式試験のみ】
試験室の出入口付近への配席
トイレに近い試験室への配席【短答式試験のみ】
試験時間内の服薬（服用は試験室外に限る。）【短答式試験のみ】
試験室入退出時の付添人の同伴
自動車の試験会場構内への乗り入れ又は駐車【短答式試験及び口述試験】

第6 参考事項

1 目的

司法試験予備試験は、司法試験を受けようとする者が法科大学院の課程を修了した者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とします（法第5条第1項前段）。

2 試験科目

(1) 試験は短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記並びに口述の方法により行われります（法第5条第1項後段）。

短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行われます（法第5条第2項）。

- 一 憲法
- 二 行政法
- 三 民法
- 四 商法
- 五 民事訴訟法
- 六 刑法
- 七 刑事訴訟法
- 八 一般教養科目

(2) 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行われます（法第5条第3項）。

- 一 前項第一号から第七号までに掲げる科目
- 二 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する1科目（選択科目）
- 三 法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得されるものを含む。）についての科目をいう。以下同じ。）

(3) 選択科目は、次の8科目とされています（施行規則第1条第2項）。

- 一 倒産法
- 二 租税法
- 三 経済法
- 四 知的財産法
- 五 労働法
- 六 環境法
- 七 國際関係法（公法系）
- 八 國際関係法（私法系）

(4) 口述試験は、論文式による筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行われます（法第5条第4項）。

3 合格者の決定方法

司法試験予備試験の合格者は司法試験予備試験考查委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会によって決定されます（法第8条）。